

セイエイ・エル・サンテグループ情報セキュリティ基本方針

セイエイ・エル・サンテグループ（セイエイ・エル・サンテホールディング株式会社及びその子会社で構成される企業グループをいう。以下「当グループ」という）は、「医療・介護・予防」に関わる企業として、お客様、ビジネスパートナーよりお預かりした情報並びに当グループが保有する情報（以下「情報資産」という）の適正な管理及び保護を行うことを目的として、次の情報セキュリティ基本方針を定めます。

1. 経営者責任

当グループ各社の経営者は、情報資産の適切な管理及び保護の実施を継続的に主導します。

2. 法令等遵守

当グループは個人情報を含めた情報セキュリティに関する法令、規制、ガイドライン、契約上の義務及び社会的規範を遵守します。

3. 組織体制

当グループ各社は情報セキュリティの責任部署（責任者を含む）を定め、責任部署は次のことを行います。

- ①情報資産の管理状況把握
- ②情報資産の管理についての適切な指導
- ③情報セキュリティに関する従業員教育の徹底
- ④情報セキュリティ上の脅威への対策

4. 関連規程

当グループ各社は、適正な情報資産管理を実施できるよう情報セキュリティに関する規程等の制定及び整備を行います。

5. 従業員

当グループ各社の従業員は、情報セキュリティ知識の習得に努め、情報資産の適切な取り扱いをします。

6. 制定・改廃

本方針の制定（改正及び廃止を含む。）はセイエイ・エル・サンテホールディング株式会社の取締役会が行います。

以上